

調達価格等算定委員会（第102回） 議事要旨

○日時

令和7年1月30日（木）16時30分～18時55分

○場所

オンライン会議

○出席委員

秋元圭吾委員長、安藤至大委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

- （1）再生可能エネルギーの自立化・初期投資支援スキームについて
- （2）取りまとめについて

○議事要旨

- （1）再生可能エネルギーの自立化・初期投資支援スキームについて

委員

（再生可能エネルギーの自立化について）

- ・ 投資回収が可能な水準までコストを低下させるという点に関して、自立的に新規投資が行われるようになるためには、利益が得られる水準までコストを低下させるということが必要。
- ・ 価格目標は、インフレが発生すること等を考えると、一定の額を設定することが難しいことを踏まえて、算定の考え方や式を設定するという方向性に同意。
- ・ インフレの可能性も考慮すると、物価調整後の価格が下がっていることが重要。
- ・ 再エネについて FIT/FIP による支援からの卒業が議論される段階に来たことを歓迎。
- ・ 中長期的な自立化を目指すとしてきた地熱・中小水力においても、具体的な目標を設定し、その達成に向けて進めていくべき。

- ・ 国民負担の低減の観点からも、最終的にはFIT／FIPがない状態でも新規の電源投資が進展する状況にまでコストダウンを進めるべきであり、事務局の方針に賛成。
- ・ 価格目標の設定については、値を固定せずに物価の変動等を考慮する一方で、恣意的にならないよう一定のフォーミュラにより客観的に設定するという合理的な提案。
- ・ 一般に、インフレが進むと、卸電力取引市場価格も上昇することが予想される。今回の案は、インフレに対応してコストが上昇した際の自立化の水準の算定にも対応できる、環境価値も含めて考慮された、適切な仕組みである。
- ・ 卸電力取引市場価格は短期的な需給の影響を大きく受けるところ、目標価格が市場価格に合わせて大きく変化することは不自然ではないか。冷夏・暖冬が続けば低コストであることが求められ、猛暑・厳寒が続けば高コストで良い、ということでは決してない。卸電力取引市場価格の組み込み方は、今後も検討を継続し、合理的な仕組みを目指すべき。

(初期投資支援スキームについて)

- ・ 新築戸建て住宅において、自家消費が抑制され得るという懸念は引き続きあるものの、初期投資支援期間終了後に、エコキュート等の運用が、自家消費を最大化する方向に変わるよう、しっかり周知していくことも含めて、一旦は納得した。
- ・ 新築住宅へのヒートポンプ・蓄電池の導入のされ方や契約形態、時間帯ごとの稼働状況等の情報については、初期投資支援スキームの導入による影響の把握だけでなく、出力制御量を低減する観点でも重要であり、モニタリング方法を検討いただきたい。
- ・ 新築住宅の太陽光については、PPA 契約を活用した導入が一定程度存在することから、PPA 事業に与える影響に配慮し、太陽光の導入拡大の推進という観点から、制度案の調整を行ったことを評価する。
- ・ 個人の消費者にとっては、長く支援が継続されることを重視する可能性もあることから、住宅用太陽光の区分について、10年間の調達期間を2年間は維持し、その後、支援策を考え直すことに賛同。
- ・ 自家消費等のインセンティブとのトレードオフがあることを承知の上で導入を促進することになる。初期投資支援期間以後に、自家消費に移行することになれば、社会的な損失は限定的であるが、FIT 制度による買取期間中あるいは終了後も継続するのか、本スキームの導入による自家消費への影響について、サンプル調査等により、実態把握をすべき。
- ・ 太陽光発電事業者や小売電気事業者においても、健全な業界として国民の理解を得られるよう、一定期間後に、自家消費に移行できるよう様々な努力をしていただきたい

い。

- ・ F I T 買取期間の短縮ではなく、低い買取価格でも支援を継続するというのは、非常に残念。意欲のある発電事業者や金融機関であれば、早期に買取期間が終了することで、本来色々な工夫が出来るはず。国が固定価格を保証しなければ事業を実施できないような業界だと見られても仕方がないが、事業スキームを急には変えられないというのはあり得ることで受け入れざるを得ないか。
- ・ 初期投資支援期間後はFIT 外で売電したほうが多くの収益を期待できると思うが、業界団体から低価格であっても買取期間の保証を求める意見が出てくるということは、事業者にとってそちらの方が利益があるということであり、国民への還元があっても良い。
- ・ 意見を強硬に主張すれば土壇場でもどのような変更も可能ということではなく、真に相当な事情がある提案に限定されるべきであり、わずかな一定額であっても減額すべき。
- ・ 調達期間を短縮する案の方が太陽光発電事業にとって優位な制度設計であると思われるが、買取が保証されないことによる不確実性のために、ファイナンスがつきにくくなるのではないかという懸念から、変更案が出てきたものと理解。しっかりと説明し、今後、金融機関にも理解してもらうことが重要。ただし、既にビジネスが進行している中で短期間で制度を変更することにより、太陽光の導入の足かせになることも考えられることから、今回の提案については賛成。
- ・ 初期投資支援期間終了後の買取措置については、あくまで猶予期間としての措置であり、原則論としては、買取期間を短縮すべき。

事務局

(再生可能エネルギーの自立化について)

- ・ F I T / F I P 制度がなくても電源投資がなされるという水準を最終的な目標としている。
- ・ 期待価格水準については、あくまで参考値としての活用を想定しており、自立化に向けた進捗状況等を踏まえて、算定手法を含めて必要に応じて引き続き検討していきたい。

(初期投資支援スキームについて)

- ・ 措置の導入に伴う自家消費等への影響に関するモニタリングの具体的手法については、事務局において検討を深めた上で、来年度以降の本委員会において報告したい。

委員長

(再生可能エネルギーの自立化について)

- ・ 事務局の提案に特段の異論はなかった。

(初期投資支援スキームについて)

- ・ 投資回収の早期化と自家消費との間にトレードオフの関係があることについて、委員会として改めて確認した。
- ・ 住宅用太陽光について、支援期間の短縮を原則としつつも、一定の猶予期間を設け、当該期間においては「階段型の価格設定」を適用し、猶予期間の終了以降、F I T / F I Pによる支援を継続し、かつ本スキームが適用する場合には、「階段型の価格設定」ではなく、支援期間の短縮の適用を基本とするという方向性で取りまとまった。

(2) 取りまとめについて

委員

- ・ これまでの議論が適切に反映された提案であり、賛同する。
- ・ 本委員会として、可能な限り国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入に向けて検討してきた内容がまとめられている。
- ・ 自立に向けたコスト低減や、F I Pをより活用していくという大きな方向性は維持しつつ、細かく制度が作り込まれている。
- ・ 需要家である国民の納得感も重要であり、社会に向けて制度設計の趣旨等の説明をしていくことが大切。
- ・ バイオマス発電のF I T / F I P期間終了後の取扱いについて、火力発電への転換を完全に防ぐことは難しいかもしれないが、国民負担で支援した以上、実行力のある制度にしていただきたい。
- ・ バイオマス発電の今後の入札区分の方向性として、1万kW以上の木質と液体が対象外となるということについては賛成したい。
- ・ F I T / F I P制度の大きな問題は、コストが高い電源が、高価格での支援を享受し続けることが出来る構造となっていることにある。自立化に向けてコスト低減を促していくという強いメッセージが示された。自立化が極めて困難という場合には、支援の打ち切りを検討するということも正しく伝わるよう示していくべき。
- ・ F I T / F I P制度による支援を受けたバイオマス発電の化石燃料転換や事業廃止の抑制については、経産省全体として取組むべきであり、本委員会の果たせる役割には限界があるものの、方向性について評価したい。
- ・ 夜間電力の料金プランの数値については、再エネ賦課金を含まない額という理解で良いか、確認したい。

事務局

- ・ 再エネの自立化や主力電源化を含めた今回の取りまとめ内容について、事務局として、国民や需要家に丁寧に説明していきたい。
- ・ 本委員会で示した夜間電力料金プランの数値について、再エネ賦課金が含まれているかは、調査した上で報告書に明記する。
- ・ F I T / F I P 支援後のバイオマス発電について、化石燃料への移行の抑止に向けては、引き続き、御指摘も踏まえて、経済産業省全体として、関係する審議会等を通じて総合的な対応策の検討を進めていく。

委員長

- ・ 本意見案について、委員からの特段の異論はなかったことから、本委員会の意見として決定することとする。確定版の公表に向けては、委員長一任とする。

<「令和7年度以降の調達価格等についての委員長意見案」について>

委員長

- ・ 本委員長意見案について、委員から内容の修正に関する指摘はなかったことから、原案の内容のとおり本委員会として決定することとする。確定版の公表に向けては委員長一任とする。